

# 『芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例』が施行されました

「芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例」が平成18年4月1日に施行され、町税や国民健康保険税を滞納していると、町が提供する行政サービスの一部が受けられなくなる場合があります。

そこで、制限されるサービスの内容や手続き方法などについて、皆さんにお知らせします。

●担当：総務部税務課納税係(内線134/直通電話62-9722/メールアドレス z-nouzei@memuro.net)

## 条例策定までの経緯

町は、自主財源である町税などの確保のための対策の1つとして、「芽室町各種税・使用料等収納率向上推進本部」を設置し、収納率の向上、税負担の公平化に努めてきました。こうした状況の中、町税などの滞納が、納税している町民の不公平感を増大させることを考慮し、町税などの滞納者に対し、納税を促進し、滞納を未然に防ぐため、納期限<平成18年度最初の納期限は5月31日(固定資産税・軽自動車税)>到来後に、申請のあった行政サービスのうち、『芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例』に規定している40項目について、申請者およびその利害を受けると認められる者が滞納している場合は、そのサービスの提供を制限する措置を講ずることにしました。

なお、対象となる町税などは、平成18年度課税分からとなりますので、納期限までに必ず納められますようお願いいたします。

## 条例の対象となる税目は

この条例の適用対象となる税目は、**町民税・固定資産税・軽自動車税・入湯税**および**国民健康保険税**です。

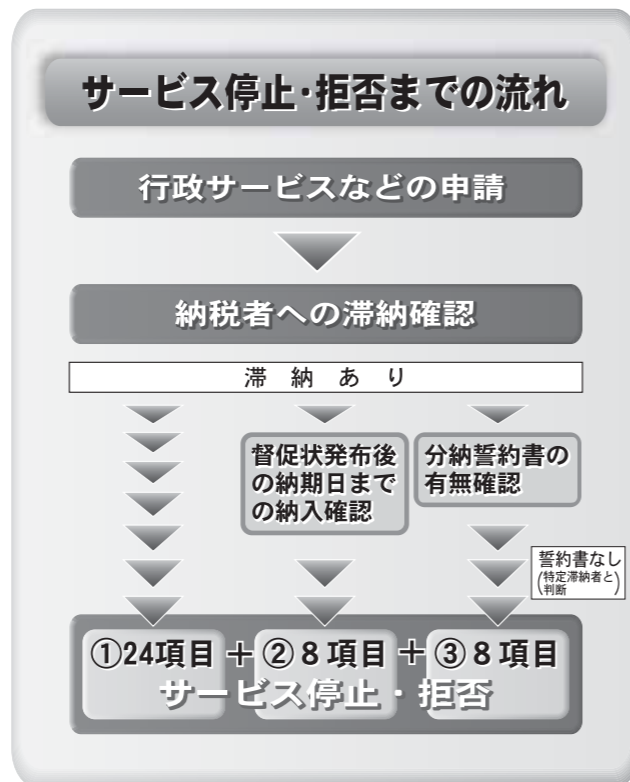


## 滞納者が行政サービスなどを受ける場合の手続きは

次の条件のいずれかに該当する場合には、行政サービスなどの制限が取り消されます。

- (1) 滞納分の納入。
- (2) 分納誓約の提出(1年以内の完納誓約)。ただし、分納誓約書を理由もなく履行しない場合は、直ちに行政サービスなどが停止されます。

行政サービス停止・拒否の対象者と判断するまでに、次の手続きを行います



※サービスの停止・拒否は、各種町税などの納期限の翌日から対象となります。

## 行政サービスなどの制限を受ける対象項目

行政サービスなどの制限を受ける対象項目は次のとおりです。ただし、対象項目によって取り扱い方法が違い、納税の確認時期が異なります。

### 【行政サービスなどの制限を受ける対象項目】

取扱内容	行政サービスなどの制限を受ける対象項目
①納期限内に完納していない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産の貸付に関する事</li> <li>・競争入札参加資格審査申請に関する事</li> <li>・行政財産の使用許可に関する事</li> <li>・町有財産の売買に関する事</li> <li>・物品等の購入に関する事</li> <li>・業務の委託に関する事</li> <li>・工事の請負に関する事</li> <li>・自動車及び機械器具の借上げに関する事</li> <li>・公営住宅の入居に関する事</li> <li>・農業経営基盤強化資金利子助成金に関する事</li> <li>・新規就農者支援事業に関する事</li> <li>・中小企業経営近代化融資・利子補給金に関する事</li> </ul>
②納期限後発布される督促状の納期限までに完納されない場合 ただし、「敬老祝金」の制限は、9月1日現在において滞納している者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街近代化利子補給金に関する事</li> <li>・住宅建設促進事業に関する事</li> <li>・企業誘致奨励金に関する事</li> <li>・勤労者生活資金貸付に関する事</li> <li>・地場産業振興助成金に関する事</li> <li>・奨学金貸付に関する事</li> <li>・私立幼稚園奨励費に関する事</li> <li>・就農研修者受入滞在指導助成金に関する事</li> <li>・クリーン農業推進対策事業補助金(堆肥分析補助)に関する事</li> <li>・耕地防風林造成事業補助金に関する事</li> <li>・畜産環境整備事業に関する事</li> <li>・家畜衛生検査助成金に関する事</li> <li>・紙おむつ処理用袋支給事業に関する事</li> <li>・飲用井戸水水質検査に関する事</li> <li>・敬老祝金の贈呈に関する事</li> <li>・農業後継者結婚苗木代に関する事</li> <li>・畜産経営安定化対策特別利子補給金に関する事</li> <li>・ウェディング・イン・めむろード奨励事業に関する事</li> <li>・私立高等学校生徒授業料補助に関する事</li> <li>・定時制高校就学奨励費補助に関する事</li> </ul>
③特定滞納者(※)に対する場合 督促状の納期限日を過ぎ、別に定める者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成事業に関する事</li> <li>・重度身体障害者等交通費助成事業(タクシー)に関する事</li> <li>・障害者住宅改造アドバイス・助成事業に関する事</li> <li>・各種検診料の助成に関する事</li> <li>・妊婦健康診察費助成に関する事</li> <li>・老人医療費の助成に関する事</li> <li>・重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する事</li> <li>・乳幼児医療費の助成に関する事</li> </ul>

※特定滞納者とは、滞納者のうち次に掲げる者をいいます。

- (1) 納税交渉に応じない者
- (2) 納税交渉に応じるが、納付意思を示さない者
- (3) 分割納付にも応じず、分納誓約の提出に応じない者
- (4) 分割納付に応じて、分納誓約書を指定の期日までに提出しない者
- (5) 分納誓約を理由もなく履行しない者

## 納税相談をご利用ください

特別措置の目的はペナルティを科すことではなく、滞納を未然に防止することや、納税意識を高く持ってもらうことです。

病気や失業などの理由によって納税ができない場合には、いつでも相談に応じますので、気軽に納税相談をご利用ください。